里帰り出産などで
県外の病院で出産・妊産婦健診を受けられる方へ

県外の病院では町が発行する妊婦一般健康診査・産婦健康診査受診票は使用することができません。また、母乳相談チケットについても、使用可能な医療機関が限られます。里帰り等の理由により県外医療機関及び助産所で受診された場合、申請により助成金を受け取ることができます。

★手続きについて

健診・母乳相談の費用は一度医療機関の窓口で全額お支払いください。医療機関で健診料金等のわかる領収書・明細書を発行してもらい、下記の通り申請期間内に必要な提出書類を揃えて提出してください。後日申請書に書かれている口座へ振り込みます。

	妊婦一般健康診査・産婦健康診査	母乳相談等事業
申請窓口	住民福祉課　保健予防係　（保健センター内）	
申請期限	最終受診日から 6 か月以内	受診日が属する年度内
提出書類	①妊婦一般健康診査公費負担金助成申請書兼請求書 ②妊産婦健診費用の領収書・明細書 ③未使用の妊婦一般健診受診票及び記入済みの産婦健診受診票 ④母子健康手帳	①富士見町母乳相談等助成申請書 ②受診費用の領収書・明細書 ③未使用の助成券 ④母子健康手帳

助成額は下記の通りです。健診の金額がこれを上回る差額分は自己負担となりますのでご了承ください。

妊婦健診	上限金額 （受診日 H31.3.31 まで）	上限金額 （受診日 H31.4.1 から）
基本健診（初回）	6,350 円	6,350 円
基本健診②～⑭	5,750 円	5,750 円
追加検査①	17,680 円	17,730 円
追加検査②	1,710 円	1,760 円
追加検査③	1,550 円	1,550 円
追加検査④	3,600 円	3,600 円
超音波検査①～④	4,780 円	4,780 円

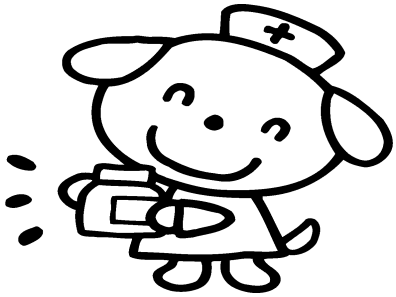

産婦健診	上限金額 （受診日 H31.4.1 から）
2 週間健診	5,000 円
1 か月健診	5,000 円

※町民税非課税世帯に属する方、生活保護世帯に属する方については、超えた分も助成を受けることができます。該当される方は、保健予防係へお問い合わせください。

里帰り先の市町村で乳幼児健診・予防接種等を希望される方へ

里帰り先の市町村で新生児訪問・乳幼児健診・予防接種を希望される方は、手続きがありますので保健予防係(0266-62-9134 直通)へご連絡ください。